

子どもを虐待から守る条例の改正について

令和6年5月21日

子ども・福祉部

1 要旨

令和5年5月に本県で発生した児童の死亡事例に鑑み、事例を風化させず、再発を防止し、児童虐待対応の強化を図るため「子どもを虐待から守る条例（平成16年三重県条例第39条）」の改正について検討する必要があります。

検討にあたっては、三重県児童虐待死亡事例等検証委員会の報告書で課題とされた「体制づくり」「関係機関との連携」「人材育成（研修）」などの論点について、市町をはじめ関係者の意見をふまえ進める必要があります。

2 改正の背景

① 児童相談所が関与していた児童の死亡事例の発生

令和5年5月に発生した児童の死亡事例に鑑み、三重県児童虐待死亡事例等検証委員会による提言を受け、課題とされた「体制づくり」「関係機関との連携」「人材育成（研修）」を柱として再発防止に取り組んでいく必要があります。

② 児童虐待相談対応件数の増加

児童虐待相談対応件数は全国的に増加しており、本県においても平成30年度以降2,000件を超える高い水準で推移し、令和4年度は過去最多の2,408件となっています。

③ 令和4年児童福祉法改正

令和4年の児童福祉法改正では、子どもの権利擁護の取組をさらに推進するため、一時保護や措置決定時等における子どもの意見聴取等について義務化されるとともに、市町において、すべての妊産婦と子育て世帯、子どもを対象とした母子保健と児童福祉の一体的な相談支援の実現に向けてこども家庭センターの設置が求められました。

④ 三重県子ども条例の改正

子ども条例の施行から10年以上が経過し、いじめや不登校など困難を抱える子どもの増加や、子どもの権利を侵害する事例が発生するとともに、子どもを取り巻く環境も大きく変化していることから、こども基本法及び国のこども大綱の内容もふまえ、三重県子ども条例の改正に取り組むこととしています。

3 スケジュール（案）

令和6年	10月	常任委員会で改正の概要案審議
	12月	常任委員会において中間案審議 パブリックコメント
令和7年	3月	常任委員会において最終案審議
	6月	議案提出 常任委員会において議案審議、改正